明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

５　重要な使用人

（フリガナ） 氏　　名	職名又は呼称	本籍（外国人にあっては国籍） 住　　所
計　　名		

注１．「重要な使用人」とは，規則第５条第１０号の重要な使用人をいう。
　２．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第６面の次に添付すること。